

三田市産後等ヘルパー派遣事業仕様書

1 業務名

三田市産後等ヘルパー派遣事業（派遣単価契約）

2 業務目的

家事や育児等に対して不安や負担を抱える家庭に対し、家事育児等の支援を実施することにより、負担を軽減し家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぎ、子どもの健やかな成長を目的とする児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 6 条の 3 第 19 項に規定する子育て世帯訪問支援事業を行うために、心身の負担が大きい産後間もない時期等に、日中支援を受けられない者で、家事や育児が困難な状況にあると認められた者に対し、家事又は育児を援助する「SUN だっこ応援隊（以下「ヘルパー」という。）」を三田市が派遣する産後等ヘルパー派遣事業を実施する。

3 委託期間

令和 年 月 日から令和 年 3 月 31 日まで

4 一般的事項

事業の実施は、三田市産後等ヘルパー派遣事業実施要綱の規定や国の「子育て世帯訪問支援事業ガイドライン」に基づいて行うものとし、その他関係法令を遵守するものとする。

5 対象者

本事業の対象者（以下「利用者」）は、三田市内に住所を有する者のうち、日中家事又は育児を行う同居の親族がいないため出産後等の支援が十分に受けられない者で、家事や育児が困難になっている、①～④のいずれかに該当する家庭の産婦等又は養育者とする。ただし、感染症の疾患に罹患している者又はその疑いのある者にある者は除く。

①概ね産後 4 か月までの産婦で当該乳児を養育する家庭

②1 歳未満の多胎児を養育する家庭

③妊娠し体調不良等の状態にある場合

④多胎妊娠し体調不良等の状態にある場合

⑤その他、事業の目的を鑑みて、家庭の事情等から三田市が支援を必要と認めた場合は利用者としてすることができる。

6 業務内容

（1）派遣ヘルパー

受注者は、心身ともに健康であり次の①～③いずれかを満たす者で、かつ、次の④の要件を満たし、本事業を適切に実行する能力を有する者を選考し、ヘルパーを派遣

する。

- ① 介護保険法に定める「介護福祉士その他政令で定める者」の資格を有する者
- ② 保健師、助産師、看護師、准看護師の資格を有する者
- ③ 保育士、幼稚園教諭の資格を有する者又は子育て経験者等
- ④ 発注者が適当と認める研修を修了した者で、次のア～ウに掲げる欠格事由のいずれにも該当しない者
 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 児童福祉法、児童売春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成 11 年法律第 52 号）その他国民の福祉に関する法律（児童福祉法施行令（昭和 23 年政令第 74 令）第 35 条の 5 各号に掲げる法律に限る。）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - ウ 児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）第 2 条に規定する児童虐待又は児童福祉法第 33 条の 10 に規定する被措置児童等虐待を行った者

（2）ヘルパー業務

受注者は、利用者に対し下記サービスを提供する。

- ① 日常的な家事に関するもの
 - ア 食事の準備及び後片づけ
 - イ 衣類の洗濯及び整理整頓
 - ウ 居室等の掃除及び整理整頓
 - エ 生活必需品の買い物
 - オ その他必要な家事援助
- ② 育児に関するもの
 - ア 授乳の援助
 - イ おむつ交換の援助
 - ウ 沐浴の援助・衣類交換の援助
 - エ 適切な育児環境の整備
 - オ その他必要な育児援助
- ③ ①②のサービスを基本に、家庭の状況に合わせて、必要に応じて次のア～ウの内容を組み合わせて実施する。
 - ア 子育て等に関する不安や悩みの傾聴、相談・助言
 - イ 地域の母子保健施策・子育て支援施策に関する情報提供
 - ウ 支援対象者や児童の状況・養育環境の把握、市への報告

（3）ヘルパーの派遣時間・利用条件

- ① 1 回の利用時間は、原則として 2 時間を単位とし、1 日 1 回以内とする。ただし、外出を伴うサービスについては、その都度協議する。なお、外出を伴うサービスを行う場合は 1 日連続 4 時間まで利用可能とする。
- ② 年間の利用時間は、「5 対象者」の①③の場合は通算で 20 回（40 時間）、②

④⑤の場合は通算で40回（80時間）を限度とする。ただし、対象の家庭の事情等から発注者が特別な事情があり必要と認めるときは、この限りでない。

③利用場所は、原則として市内の利用者の自宅等とする。

④本事業を利用にあたっては、利用者は自宅等に滞在している場合に限る（乳児等がいる場合は、利用者と同伴して滞在する必要がある。ただし、特別な事情があると発注者が認める場合は、この限りではない。その場合、利用者に代わり同伴し滞在できる者は、利用者が同意し、かつ発注者及び受注者が認める者に限るものとする）。

⑤利用者は、サービスを受けるにあたり、買い物の際の交通費や品物代金などの実費が発生した場合は、利用料とは別に実費相当額をヘルパーに支払う。

⑥ヘルパーは、サービスを行う際には、常に受注者が発行する身分証明書を携行し、利用者の訪問時に必ず提示することとする。

（４）ヘルパー派遣時間帯等

①派遣を行う時間帯は、午前9時から午後6時（派遣終了時間）までを基本とする。

②派遣を行う日は、祝日、年末年始（12月29日から翌年1月3日の間）を除く月曜日から金曜日を基本とする。その他の曜日の場合はその都度協議とする。

（５）利用者調整業務

①受注者は、ヘルパーの派遣対象となる家庭について、発注者からの「三田市産後等ヘルパー派遣事業実施依頼書」による情報提供（手配依頼）を受け、利用者サービス利用調整を行う。

②受注者は、①で確認した情報と利用者が希望するサービスの内容確認、サービス提供時間数、日程調整等のサービス提供に必要な家庭の状況などについての聴き取りを行った上で、当該サービスに適したヘルパーを履行予定日時・場所に配置するものとする。

③受注者は、派遣期間中における利用者からの派遣時間変更希望や中止（キャンセル）連絡への対応を行う。

④発注者は、利用者から「三田市産後等ヘルパー派遣事業利用変更届」の提出があった場合は、変更内容を受注者に連絡する。

⑤受注者は、派遣の都度、「産後等ヘルパー派遣内容確認書」に利用者からのサービス履行確認（署名又は押印）を受け、当該利用者について派遣期間内における利用回数の管理を行う。なお、サービスの実施に係る費用の利用者自己負担額の徴収は含まない。（発注者が利用者から別途徴収する。）

⑥受注者は、利用者からのヘルパー派遣に関するサービスの問い合わせや苦情があった場合は誠実に適切に対応を行う。

⑦受注者は、訪問した家庭が家事・育児支援等以外の支援も必要であると考えられる場合には、発注者に連絡し、必要な支援に適切に繋ぐよう努めること。

⑧発注者は、利用者の家庭への支援の中で把握した情報のうち、事業に関連する内容については、必要に応じて適宜受注者へ情報提供を行うものとし、利用者の家庭の状況に応じ、受注者のヘルパー派遣の際に同行訪問を行うなど、必要に応じた支援を行う。

⑨受注者は、業務上知り得た情報を発注者と共有することについては、「8 個人情報
報の取扱い」の正当な理由に該当するものであること。

(6) 報告書等の作成業務

受注者は、ヘルパーの派遣を行った場合は、月ごとに以下に記載する書類を作成した上、原則として、派遣月の翌月10日（土日祝日にあたる場合は、その翌開庁日）までに発注者へ提出する。なお、ヘルパーの派遣を行わなかった月も、当月度に請求すべき内容が無い旨を市へ書面（書式任意。電子メール可）で必ず通知する。

①産後等ヘルパー派遣事業実施報告書

当月度の利用者氏名、実施時間数、累積実施時間数などを記載

②産後等ヘルパー派遣内容確認書（日報）の写し

利用者毎のサービス履行確認書（兼派遣記録集計表）

（上記①に対する実績の証跡）。

③委託料請求書

上記①により算出される当月度の委託料の請求書

7 委託料

発注者は、受注者に対し別表1により算定した請求書により委託料を支払う。

8 研修等事務管理

本仕様書に基づく業務とは別の仕様書に定める。

9 個人情報の取扱い

受注者は、ヘルパー等本業務に携わる者に守秘義務を課すなど、関係法令を遵守した上で個人情報の取扱いにあたるものとし、正当な理由なく本業務により知り得た秘密を漏らしてはならない。

10 その他

(1) 発注者は、この仕様書に定める事項を満たさなくなった場合及び本委託業務に対し、誠実に履行する見込みがない等、委託することが不相当と認められる事由が生じたときは、委託契約を取り消すことができる。

(2) この仕様書に定めのない本事業の実施に必要な事項は、発注者と受注者で協議する。

別表1

利用者の区分	委託料（単価契約）
1歳未満の多胎児を養育する家庭	3,500円（サービス1時間単価）
上記以外の家庭	3,000円（サービス1時間単価）
派遣前日の17時までに利用者の都合により連絡がなく派遣が変更・中止された場合	1,860円（1回につき）